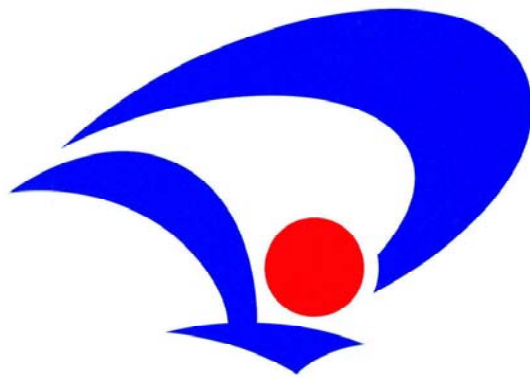


第2次 大仙市行政改革大綱

（平成22年度～平成25年度）



— 「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」をめざして —

平成22年3月

秋田県大仙市

目 次

I 改革の背景と必要性	1
1 これまでの取り組み	1
2 取り巻く環境と財政状況	2
3 さらなる改革の必要性	3
II 改革の基本方針	4
III 改革の進め方	6
1 推進期間	6
2 推進体制と進行管理	6
IV 改革の具体的方策	7
1 市民参画と協働の推進	7
(1) 市民との協働のまちづくりの推進	
(2) 情報の共有と市民参画の推進	
2 効率的な行政運営の確立	8
(1) 行政運営スリム化の推進	
(2) 組織機構、施設の再編・整理	
(3) 人材育成基本方針に基づく職員育成	
3 財政の健全化	9
(1) 自立・持続可能な財政基盤の確立	
(2) 公平で効率的な財政運営の確保	

I 改革の背景と必要性

1 これまでの取り組み

本市は、平成17年3月、1市6町1村の合併により誕生しました。

本大綱は、平成18年3月に策定された「大仙市行政改革大綱」がその期間を満了したことに伴い、新たに「第2次行政改革大綱」として策定するものです。

平成18年3月に策定された大綱では、市民の目線に立った改革と市民満足度の向上を目指し次の3項目を基本方針として推進してきました。

- 1 市民参画と協働の推進
- 2 効率的な行政運営の確立
- 3 財政の健全化

第1次行革では、補助金審査委員会による補助金の見直し、計画的な職員の定員管理、事務事業及び組織機構の見直し、公共施設の見直し計画に基づく廃止・譲渡・統合及び指定管理者制度の導入など、98項目について取り組んできました。

なお、取り組みの進捗状況については、毎年、議会や大仙市行政改革懇談会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表しており、次のとおり一定の成果を得てきました。

■第1次行革の成果（H17～H21）

基 本 方 針	取組項目数	目標達成数 (見込含む)	財政効果額(千円)
1 市民参画と協働の推進	23	14	(全項目算出困難)
2 効率的な行政運営の確立	56	45	1,204,893 (算出項目数 14)
3 財政の健全化	19	17	131,657 (算出項目数 6)
計	98	76	1,336,550 (算出項目数 20)

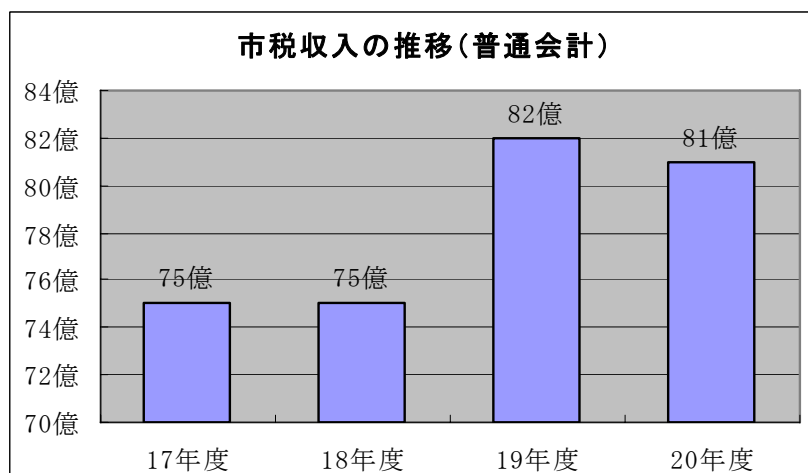
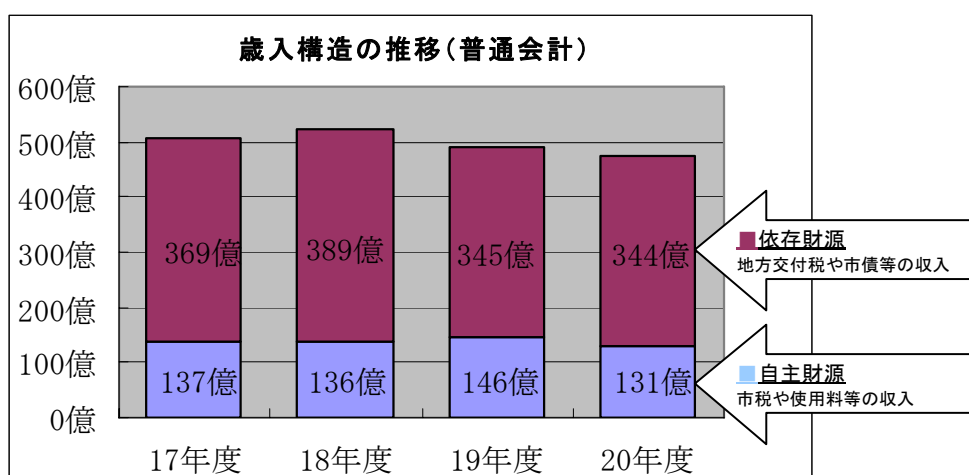
※ 財政効果額は、平成17年度から平成20年度までの合計額とし、算出困難な項目の金額は計上していません。

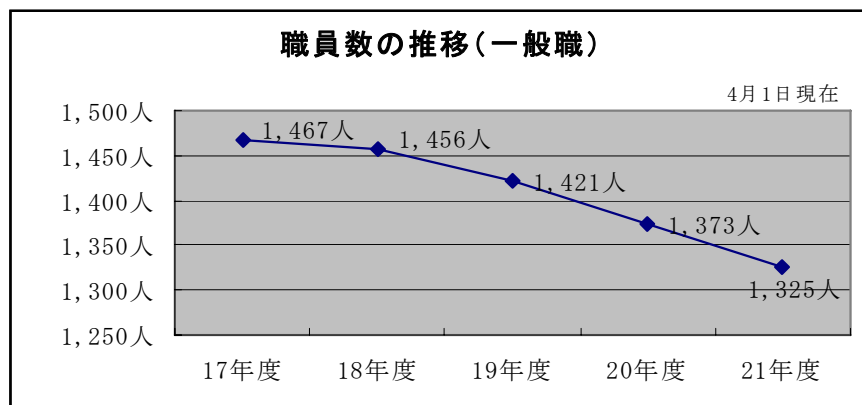
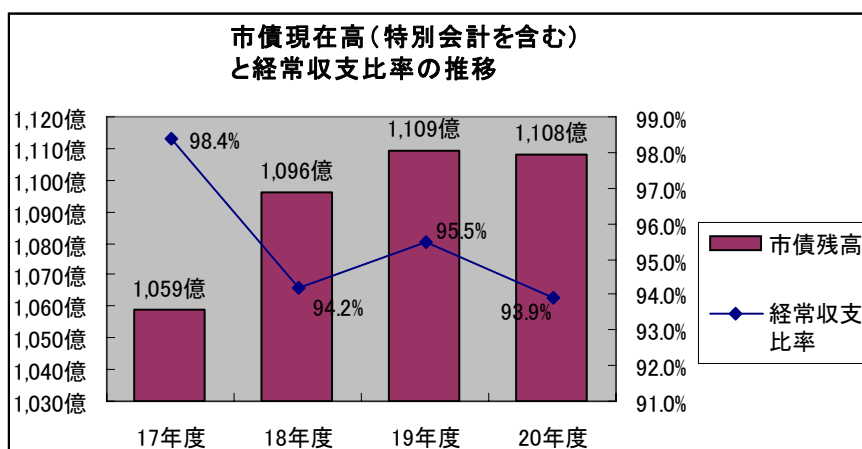
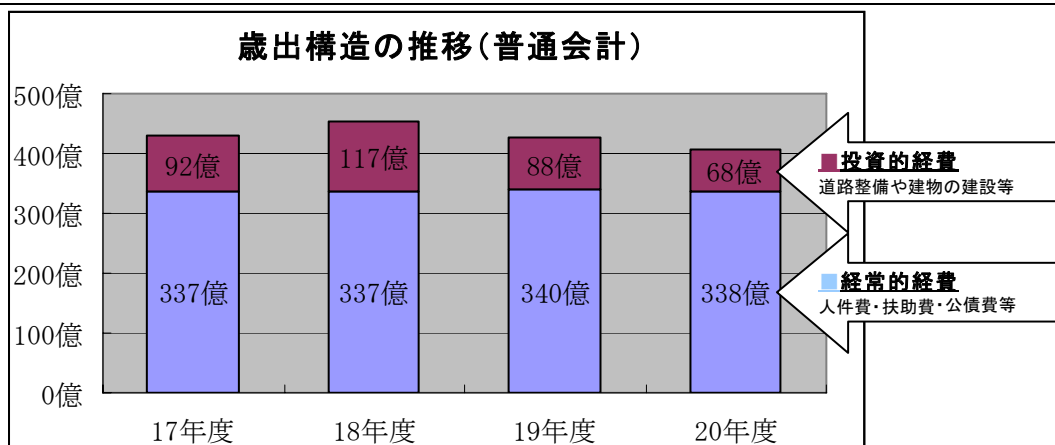
2 取り巻く環境と財政状況

2008年秋に発生した金融危機以降、世界経済は急激に減速し、日本の経済・産業にも大きな打撃を与えてきました。とりわけ、製造業を中心とした企業活動が低下することに伴って雇用が悪化し、それが消費低迷というさらなる需要の減退につながる「負の連鎖」に陥っている状況にあります。

このことは、本市においても例外ではなく、加えて人口の減少、情報化社会、環境等への対応など様々な問題が生じてきており、地方自治体は、複雑・多様化する市民の価値観やライフスタイルに、限られた予算と職員で「真に市民が求めるものは何か」という視点で取り組まなければなりません。

また、本市の財政状況は、自主財源の柱である市税収入の落ち込みに加え、平成22年度からは、合併支援関連の普通交付税が大幅に減額される見込であること、歳出にあつては公債費や職員数が多いことなどにより財政の硬直化が著しく非常に厳しい状況にあります。





3 さらなる改革の必要性

極めて厳しい財政状況とともに、市の定員適正化計画により今後も減り続ける職員数の中で、複雑化・多様化する市民ニーズに応えながらこれまでどおりの仕事をしていくことはますます困難となってきます。その中で、市民サービスを向上させ市民福祉の増進を図り市民満足度を上げるためには、全ての職員が「行革を行わなければ市の経営が成り立たなくなる」という危機感を持たなければなりません。そして、職員一人ひとりが明確な目標と熱意を持って自らの仕事の達成と改革に取り組んでいけるような仕組み作りが不可欠です。

Ⅱ 改革の基本方針

第2次行政改革大綱は、「市民満足度の向上」を目指し、第1次大綱の3つの基本方針「市民参画と協働の推進」「効率的な行政運営の確立」「財政の健全化」を引き続き推進し改革を進めます。

なお、経済の先行きが不透明で厳しい財政状況にある今、最小の経費で最大の効果を上げるため、これまでの事務事業の内容や進め方などについて経営感覚を持って根本的に見直ししていくとともに、市民との協働の推進や職員の意識改革・能力開発など「質」の改革に重点的に取り組んでいきます。

◇市民参画と協働の推進

市民と行政の関わりにおいて、市が牽引役となるべき事業、市民と協働していく事業、市民活動等をサポートしていく事業などの役割分担を的確に捉え、お互いを良きパートナーとして認め合い、ボランティアやNPO※¹などの市民活力や地域協議会、自治会などの地域コミュニティ※²を中心とした地域活力を活かしたまちづくりを進めます。そのために、よりわかりやすい情報提供や、市民の声を市政に反映させやすい環境づくりを行い、公正で透明性の高い市政運営を目指す「参画・協働」の推進による改革に取り組んでいきます。

◇効率的な行政運営

地方分権の進展によって、より多くの権限が移譲され行政運営の自由度が増す一方、ますます深刻化する財政状況や職員が減少する中で、今の組織機構を維持していくことは困難であり、時代に即応した簡素で効率的な組織への転換や業務の見直しが求められています。

このような中、毎年全ての事務事業を評価することで常に業務の見直しを行い、さらに1次行革で実施してきた公共施設の見直しや指定管理者制度※³の導入など外部委託を引き続き推し進め、また、総合支所を含めた課の再編など、未来を見据えた組織づくりを行います。なお、今後ますます社会が情報化することから、本市の情報システムについてはシステム間の共通基盤（地域情報プラットフォーム※⁴）を導入することにより、経費の節減と窓口サービスの向上を目指します。

また、経済の先行きが不透明な今、環境の変化を十分認識し、市民のニーズを的確に把握しながら創意工夫と柔軟な対応ができる「人財」としての職員が求められています。職員一人ひとりが社会の変化に対応し、自ら業務改善に取り組むなど様々な行政課題に対応できるよう、人材育成基本方針に基づき、各種の研修等を通じて職員の意識改革・能力開発のための取り組みを行っていきます。

◇財政の健全化

財政の硬直化が進み非常に厳しい状況にある本市にとって、財政の健全化は最優先で取り組まなければならない課題であり、健全な財政体質の確立と次の世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を実現する必要があります。

歳入においては、市税等の収納率の向上による安定した自主財源を確保するとともに、遊休不動産の処分を進めるなど、新たな自主財源の創出にも積極的に取り組みます。また、住民サービスにおける受益と負担について、適正かつ公平な負担の検討を継続します。

歳出においては、補助金の見直しや定員適正化計画を基本とした人件費の抑制など、積極的に経費の削減を図るとともに、財政硬直化の大きな要因となっている公債費について、計画的に発行額を抑制します。

※1 NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

※2 地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会あるいはそのような住民の集団。

※3 指定管理者制度

平成15年に、地方自治体の「公の施設」の管理に関する制度が改正されたことによって創設された制度で、これまでの「公の施設」の管理主体は、市の出資法人や公共的団体等に限られていましたが、この改正によって民間業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになりました。

この制度を導入することで、民間のノウハウを官の施設に活かすとともに、コスト削減にもつながる効果があります。

※4 地域情報プラットフォーム

総務省が推進している情報システムの共通基盤の考え方と技術論をいいます。地域情報プラットフォームでは、ソフトウェア構造や構造化言語などの技術を活用することで、ハードウェアやデータ形式などが異なるシステム間で連携が可能となり、類似したデータや機能の重複を排除することができます。このことにより、経費の節減やさまざまなサービスの連携・統合が可能となります。

Ⅲ 改革の進め方

1 推進期間

第2次行政改革大綱は、平成22年度から25年度までの4カ年を推進期間とします。なお、本大綱に沿った実施計画を前期（H22・H23）・後期（H24・H25）に分けて策定し、改革を推進していきます。

2 推進体制と進行管理

大綱の推進にあたっては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となり、市民の代表者で構成する「大仙市行政改革懇談会」の助言を得ながら、職員一人ひとりが改革・改善の意識を持って全庁的体制で取り組みます。

また、行政改革推進本部内に職員のプロジェクトチームを設置して行政改革の実務的な調査・研究を行うとともに、改革の目標値や効果額等を入れた実施計画の取り組み状況については、年度ごとの進捗状況を議会等に報告し、市広報やホームページ等を通じて広く市民に公表します。

なお、本大綱及び実施計画は、推進期間中においても、社会環境の変化など状況に応じて随時見直しを行います。

IV 改革の具体的方策

1 市民参画と協働の推進

(1) 市民との協働のまちづくりの推進

少子高齢社会や核家族化の進行など急激な社会環境の変化に伴い、複雑・多様化する市民の要望に対し、柔軟かつ適切な市政を運営していくには、行政だけでは困難な状況になってきています。

このため、市ではこれまで以上に市民参加の促進を図り、市民と行政がそれぞれ公共・公益的な役割を担いながら、それぞれの地域の特性を活かした市民との協働のまちづくりを推進します。

また、地域の自立を促進し市民との協働のまちづくりを推進する方策として、地域における課題発見や解決方法の検討、地域住民の創意工夫などを主体的に考えていくため地域コミュニティの組織体制の強化や仕組みづくりが求められます。

合併して5年が経過した今、市民と行政がよきパートナーとして共に魅力ある地域づくりを積極的に展開し、参加する喜びや達成感、地域で暮らすことの生きがいを楽しむ地域社会をめざし協働のまちづくりの推進に努めます。

(2) 情報の共有と市民参画の推進

市民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、市民に開かれた情報提供と情報公開を進め、行政の考え方を積極的に市民に説明し行政への関心を高めるとともに、互いの交流を通じて市民参加へと展開していくことが重要です。

このため、行政の持つ情報や考え方を広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用して積極的に市民へ提供して各種行政情報の共有化に努めます。

また、行政の透明性を確保するため、現在取り組んでいる市民による市政評価制度をさらに充実させ、施策について議論できる環境を整えるとともに、市民や各種団体、地域等からの市政に対するさまざまな意見、提言、要望等をしっかりと受け止め、市政に具体的に反映される体制の充実強化に努めます。

2 効率的な行政運営の確立

(1) 行政運営スリム化の推進

多様化する市民のニーズや行政課題を的確に把握し、効率的な行政運営を確立するため、すべての事務事業について、限られた財源の中での優先度など、あらゆる観点から見直しや事務事業評価制度を充実させ、事業の仕分け（廃止・休止・縮小・継続・民間委託化・民営化）の考え方を徹底し、「選択と集中」による業務の重点化を進めます。また、費用対効果や行政と市民の役割分担の在り方を検証し、PDCAサイクルによる計画的な見直しと事業実施各段階における市民評価のしくみも取り入れ、効率的で質の高いサービスの提供を図ります。

また、最少の時間と労力で最大の効果を生む事務処理体制を確立するため、事務のスリム化を目指し、事務処理に係る時間の短縮、労力の軽減を一層推進します。そして、市民ニーズに対するスピーディーな意思決定・対応を推進するため、職員が常に経営感覚を持って成果を求め事務を執行できるよう、共通認識を有する体制づくりを行います。

(2) 組織機構、施設の再編・整理

社会の変遷に伴う新たな行政課題や市民ニーズに応えられるよう、社会経済情勢の変化に即応した行政サービスの展開と、簡素で効率的な組織機構の整備を行い、創造力にあふれる行政組織の実現を図ります。

また、本庁と総合支所がもつ役割・機能を的確に果たすため、緊密な連携が図られる仕組みを構築するとともに、市民が必要とする情報・サービスの担当部署を明確にし、行政情報の共有化を進め、シンプルでわかりやすく機能一体的な組織とします。

また、公共施設等の維持管理、運営等について、民間の経営能力、ノウハウを活用し、良質なサービスの提供を目指します。経費の縮減が図られるものについては、指定管理者制度の更なる導入やアウトソーシングを推進します。

さらに、公共施設の管理については、長寿命化を図るため各施設毎の状況を把握・分析し、定期的な点検・修繕等、予防保全管理システムを導入し、中長期的な計画を策定して管理を行います。

(3) 人材育成基本方針に基づく職員育成

市民の信頼に応え、多様化する行政需要に対して的確に対応していくために、各部・総合支所・課等の適切な人員配置に努めるとともに、職員の働く意欲と自主性を高め、能力と創意工夫を活かせる職場環境をつくります。

このためには、職員個々の能力開発意欲を効果的にバックアップしていくことが不可欠であり、現在の人材育成基本方針に基づき、日常の業務を通じた職場内研修を基本とし、足りない部分を派遣研修や階層別研修などの職場外研修で補うよう、計画的かつ効率的な研修を行うことで人材育成の充実を図ります。

また、一定分野での専門職の確保・育成に取り組むと同時に、幾つかの分野にわたっての知識、経験を有する複合専門型職員の育成に努めるとともに、政策の立案能力などの向上をめざす研修を新たに実施し、時代の変化を捉え、自ら意識改革を図ることができる職員を育成します。

3 財政の健全化

(1) 自立・持続可能な財政基盤の確立

市の財政状況は、景気の低迷や人口の減少による市税の減収、また、急激な少子高齢化に伴う社会保障費の増大やこれまでの各種事業実施に伴う市債償還額の増大などにより、財政の硬直化が一層進んでおり、かつてない厳しい状況となっています。このような中、中長期の財政見通しのもとで起債事業の厳選や発行額の抑制などにより、収支バランスのとれた財政基盤の確立に努めます。

また、すでに実施している「市民による市政評価」を反映させ、市民の目線で客観的かつ厳格に施策を推進し、効果的、効率的な市政運営を行うほか、公会計制度改革による財務4表の公表など、分かりやすい財務情報の開示を行います。

(2) 公平で効率的な財政運営の確保

政権交代による国の施策の大幅な改革や地方税・地方財政制度が大きな変革期を迎える中で、自主性・自立性の高い財政構造への転換が地方自治体に求められています。このような中、歳入面では、税や保育料等の滞納整理をより一層進めることにより収納率の向上を図り公平性を確保するとともに、遊休資産の売却等により新たな財源を確保するなど、自主財源の拡充に努めます。

また、歳出面では、事業の必要性や内容を十分検討し、新たな視点でゼロからの精査を行い、市単独補助金については、補助金審査委員会及び監査等の意見を踏まえ、補助内容の抜本的な見直しを行います。さらに施設運営については、利用率や必要性などを精査し、統廃合を視野に入れ、運営形態の改善を行います。また、経費全般については徹底的な見直しを行い、限られた財源の中で、緊急性、重要性、必要性、事業効果等の観点から事業を選択し、予算の適正な執行に努めます。